

平成21年 第7回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成21年4月9日（木）午前11時05分

場 所：教育委員会室

平成21年4月9日

東京都教育委員会第7回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第40号議案 東京都教育事務所設置等に関する規則の一部を改正する規則
の制定について

2 報 告 事 項

- (1) 請願について
- (2) 平成22年度使用都立高等学校用（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の採択について
- (3) 「平成21年度スポーツ教育推進校」の指定について
- (4) 「平成21年度国体強化部活動候補」の指定について
- (5) 行政系副校長の選考結果及び任命について

委員長 木村 孟

委員 内館 牧子

(欠席)

委員 高坂 節三

委員 竹花 豊

委員 瀬古 利彦

委員 大原 正行

事務局 (説明員)

教育長 (再掲) 大原 正行

次長 影山 竹夫

理事 岩佐 哲男

総務部長 松田 芳和

都立学校教育部長 森口 純

地域教育支援部長 皆川 重次

指導部長 高野 敬三

人事部長 直原 裕

福利厚生部長 秦 正博

教育政策担当部長 石原 清志

教職員サービス・特命担当部長 岡崎 義隆

特別支援教育推進担当参事 高畑 崇久

人事企画担当参事 中島 毅

(書記)

教育政策室政策担当課長 黒田 浩利

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成21年第7回定例会を開会いたします。

内館委員からは、御都合によりご欠席との届出をいただいております。

取材・傍聴関係です。報道関係は東京新聞ほか7社、合計8社、個人は合計3名からの取材・傍聴の申込みがございますが、許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——許可いたします。それでは、入室していただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、竹花委員にお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 3月5日開催の前々回の第5回定例会の会議録につきましては、先日お配りし、御覧いただいたと存じます。よろしければ、この場で御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第5回定例会の会議録につきましては御承認いただいたということにさせていただきます。

前回3月26日開催の第6回定例会の会議録が机上に配布されておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。よろしくお願ひします。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、報告事項（5）は人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第40号議案 東京都教育事務所設置等に関する規則の一部を改正する規則の
制定について

【委員長】 第40号議案、東京都教育事務所設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明を、総務部長、よろしくお願いいたします。

【総務部長】 第40号議案、東京都教育事務所設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

改正の理由でございますが、平成21年1月22日に開催されました第2回定例会において、東京都多摩教育事務所西多摩支所の廃止について御承認をいただき、3月末で廃止をしております。これに伴いまして、これまで西多摩支所が行っておりました事務については、西多摩郡の3町1村が処理することとなっております。しかしながら、一つ例外がございまして、羽村市と瑞穂町が一部事務組合を構成しまして共同調理場を運営しております。共同調理場といいますのは、学校給食の調理を行う給食センターでございますが、その給食センターから給食を羽村市と瑞穂町の学校に配っているわけでございますけれども、これを一部事務組合という形で運営をしております。その一部事務組合の中に学校栄養職員が5名おりまして、これが都費負担の職員でございます。したがって、彼らの給与事務等につきましては、従来、都の事務ということで西多摩支所が行っておりましたが、西多摩支所が廃止されましたので、これらの事務について、改めて多摩教育事務所が処理することといたしまして、そのための規定の整備を行うものでございます。

このことについては、この間、地元市町若しくは一部事務組合で処理できないかということで検討してきましたけれども、一部事務組合は、あくまで市町村の事務を共同で処理するために設立されたものでございますので、都の事務を処理することはできないということもございます。結論として東京都が処理をするということにならざるを得ないものでございます。具体的な処理の場所としましては、多摩教育事務所で行うこととしたものでございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見がございますか。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、本件につきましては、原案のとおり御承認いただいたことにさせていただきます。

報 告

(1) 請願について

【委員長】 引き続きまして、報告事項に移ります。報告事項(1)、請願について、説明を、指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 報告資料(1)請願についてでございます。平成21年3月5日付けで提出されました都立中学校及び都立中等教育学校(前期課程)並びに特別支援学校の小学部及び中学部の教科書採択制度に関する請願につきましてお示ししてあります。

請願者は教科書問題を考える小石川高校有志の会外3団体でございます。

請願の趣旨については、都立中学校及び都立中等教育学校(前期課程)並びに特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択については、当該校教職員の意向が尊重されるように改めることについての回答を求めるものでございます。

回答についてでございます。都立学校で使用する教科書その他教材の取扱いに関することは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第6号の規定により、東京都教育委員会の権限とされており、教育委員会は、教科書その他教材の取扱いに関することを管理し、執行するものと示されております。また、都立の義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第2項及び第3項の規定に基づき、教育委員会が採択を行うものとされております。

したがって、都教育委員会は、今後とも法令等の規定に基づきまして、採択権者の権限と責任において適正かつ公正に教科書採択を行っていくという回答を示した

ものでございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。

【竹花委員】 回答の文案についてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第6号の規定を引用するとすれば、条文を正確に書いた方がよいのではないのでしょうか。つまり、教科書の取扱いに関することは第23条第6号の規定により、都教育委員会が管理し、及び執行することとされていますと記載するということです。

【委員長】 権限の内容ということでしょうか。

【竹花委員】 権限という用語をここで使うというのはいかななものかと思いません。

【委員長】 確かに用語の使い方としては正確ではありませんね。

【竹花委員】 もちろん間違いではないのですが、中立的かつ法律的な解釈としては、教科書の取扱いに関することは、教育委員会が管理し、執行するものと記載した方がよいのではないのでしょうか。

【委員長】 実際に教科書の採択は、どのような作業をしているかということをもう少し具体的に書くということですか。

【竹花委員】 私はこれでもいいとは思いますが、権限の部分だけ少し直してはいかがでしょうか。

【指導部長】 はい、ありがとうございます。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、報告として、ただいまの竹花委員の御発言については十分考慮して修文をしてください。

【指導部長】 はい、わかりました。

【委員長】 それでは、この件につきましては、報告として承ったということにさせていただきます。

（２）平成22年度使用都立高等学校用（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の採択について

【委員長】 報告（２）平成22年度使用都立高等学校用（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の採択について、説明を、指導部長、よろしく申し上げます。

【指導部長】 報告（２）平成22年度使用都立高等学校用（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の採択についてでございます。

平成22年度に都立高等学校で使用いたします教科書の採択については、平成14年度に決定いたしました採択方針に基づいて準備を進めてまいります。方針となる報告資料を御覧いただきたいと思っております。

内容でございますが、1番として「教科書採択に当たっての留意事項について」、そして2番として「教科書の調査研究について」、3番として「教科書の採択について」、4番として「教科書の選定について」となっております。特に2の「教科書の調査研究について」でございますが、今年度は昨年度と異なりまして、新たに検定を経ました高等学校用教科書はない見込みでございます。したがって、昨年度までに作成していた調査研究資料を活用いたしまして、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえて、教科書の選定を進めてまいります。

都立高校の校長に対しましては、4の「教科書の選定について」にお示ししたとおり、教科書の選定について、その責任と権限は校長にあることを周知徹底させます。学習指導要領の各教科等の目標を踏まえ、調査研究を学校で行い、各学校で設置する教科書選定委員会で生徒の実態等も踏まえて、最も適切な教科書を選定するよう指導してまいります。そして、選定されたものを都教育委員会に報告いただき、選定理由書とともに厳密に審査いたしまして、都教育委員会で採択するという形になっていくものでございます。

今後の予定でございますが、本日御報告いたしました採択方針を都立高校長に速やかに通知いたしますとともに、教科書採択選定事務について、校長及び副校長に対して説明を行ってまいります。また、教科書の調査研究結果につきましては、教育委員会に報告させていただき、各学校へ調査研究資料として配布する予定でございます。そして、各学校における教科書の選定結果を受け、審査を行った上で、採択議案とし

て、教育委員会定例会に上程させていただくという形で進めてまいります。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。

【竹花委員】 その最後の東京都教育委員会での審議の時期はいつですか。

【指導部長】 例年どおりの日程でいきたいと思います。

【竹花委員】 わかりました。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——本件についても報告として承ったということにさせていただきます。

(3) 「平成21年度スポーツ教育推進校」の指定について

【委員長】 報告事項(3)「平成21年度スポーツ教育推進校」の指定について、説明を、指導部長、よろしくお願いいたします。

【指導部長】 報告資料(3)「平成21年度スポーツ教育推進校」の指定についてでございます。

まず事業の趣旨でございます。昨年度から、児童・生徒の体力低下や学習指導要領改訂の趣旨、平成25年度の東京国体、そして2016年のオリンピック・パラリンピック立候補都市となっていることなどを踏まえ、スポーツ教育を推進しているところでございます。そうした取組の一環といたしまして、昨年度に引き続き、学校としてスポーツ教育推進のために積極的な取組を行うスポーツ教育推進校を指定したものでございます。スポーツ教育推進校における特色ある取組を通しまして、児童・生徒が運動やスポーツにより一層親しみ、保健増進や体力向上に自ら努めていくことができるようにしてまいりたいと考えております。

続きまして、2「指定する学校について」でございます。指定する学校につきましては、学校からの希望申請に基づき指定いたしました。昨年度は、区市町村立小・中学校84校、都立学校10校の計94校を指定しましたが、本年度は昨年度の実績を踏まえ、区市町村立小・中学校180校、都立学校20校、計200校に拡大して指定いたしまし

た。

指定期間は、1年間ですが、昨年度指定の94校のうち89校を昨年度から継続して指定しました。

別紙1「平成21年度スポーツ教育推進校（200校）一覧」を御覧ください。区市町村立小学校140校、区市町村立中学校40校、都立学校についてお示ししておりますが、●印は20年度からスポーツ教育推進校に指定した学校でございます。何もついていない空欄の学校につきましては、今年度新たに追加指定をした学校でございます。

3「指定期間」については、先ほど御説明申し上げたとおり、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間でございます。

4「指定校の具体的取組内容の例」を御覧ください。指定校の具体的な取組内容につきましては、各学校の教育目標に照らし、そこにお示しした（1）から（7）までの取組内容等について校内指導体制を整え、児童・生徒が運動、スポーツに一層親しみ、体力向上に努めていくことができるよう、特色ある学校づくりに取り組むようにしているものでございます。

20年度を取組内容については、「平成20年度スポーツ教育推進校実践報告書」を御覧ください。これは、平成20年度に指定したすべての推進校の実践報告を取りまとめたもので、報告発表会等を行ったときに活用した資料でございます。膨大でございますので、幾つか例を挙げて説明したいと思います。

小学校の例でございますけれども、27ページを御覧ください。27ページは、足立区立花保小学校の例でございますけれども、この学校では課外スポーツクラブを設立いたしました。男子サッカー、女子フットサル、男女バスケットボールといった課外のスポーツクラブを開設いたしまして、総合運動部活動につながる取組を行っている学校でございます。

続きまして、48ページを御覧ください。48ページは、府中市立白糸台小学校の例でございますけれども、この学校ではラグビーを通して多様なスポーツの理解と実践というものを行っております。特に地域スポーツとの連携を図るとともに、体力向上の取組を行っている学校でございます。

続きまして、中学校の例でございますけれども、63ページを御覧ください。63ペー

ジは、中央区立日本橋中学校の例でございますけれども、この学校ではスポーツ教育の講演会を中心とした取組を行っております。2の(1)の一番下の・印にお示ししてございますように、瀬古委員にスポーツ教育講演会の講師として参加していただきまして、道徳授業におけるスポーツのすばらしさの学習の実施等も行っているところでございます。瀬古委員に日本橋中学校に行ってくださいまして、全校生徒、保護者、近隣の方々を対象に、「心で走る」という演題で講演会を行っていただきました。生徒たちの感想の中には、人は必ず何か一ついいことを持っているということ、そういった瀬古委員の話に感銘を受けたというものがございます。

続きまして、72ページを御覧ください。72ページは、練馬区立大泉北中学校の例でございますけれども、この学校では保健体育科の教員が中心となりまして、「積立式体力づくり」カードを使った取組を行っております。計算で、例えば部活動を30分したら1点、ランニングを1キロやったら1点、エキスパンダーを45回できたら3点と基準を設け、1週間に男子は35点、女子は30点を目標とした体力向上の取組を行っている学校でございます。

続きまして、都立学校の例でございます。88ページを御覧ください。これは都立富士森高校の例でございますけれども、この学校では地域の小・中学校に頻繁に出かけまして、地域スポーツの振興を図るという、注目すべき取組を行っている学校でございます。

最後に、93ページ、特別支援学校の例でございます。これは都立光明特別支援学校の例でございますけれども、この学校では、部活動の充実の一環といたしましてボッチャ、これは先般、北京パラリンピックにおいても試合がありましたけれども、このボッチャに取り組もうということで、主体的にボッチャセットを購入いたしまして、障害のある児童・生徒の体力向上、スポーツに取り組む活動を行っている学校でございます。

その他、たくさん御紹介したい学校がございますけれども、実はこのスポーツ教育推進校の大きな目玉の一つとしては、体力向上ということ掲げておりますので、もう1、2例を御紹介申し上げたいと思います。例えば、46ページ青梅市立第二小学校でございます。「特色ある取組」の中ほどに、「年度当初からこの実践を行ってきた

学級においては、12月に改めて新体力テストの反復横とび、立ち幅とび、20メートルシャトルランを実施し、検証を行った」とございます。つまり前から比べて瞬発力において、5年生の学級では6年生の全国平均を超えて、筋持久力については5年生の全校平均レベルに近づけることができました。6年生の学級では、敏捷性と筋持久力において同学年の全国平均を大きく上回る結果となった、という取組もございます。また、先ほどの48ページの白糸台小学校では、体力の向上が数値として見えるようになったという説明もございます。

また、53ページ、東大和市立第十小学校でございますが、3「成果と課題」のとおり、「5月の体力テストの結果を踏まえ、子供の何を伸ばしたいかという課題を明確にして体力向上を目指したことで、12月の調査では数値が上がった」ということでございます。東京都の生徒の体力の実態は、先般の全国体力調査においては極めて低いという状況でございますが、こういったスポーツ教育推進校の様々な取組、特に体力向上の取組により、昨年度1年間においては、比較的、体力の数値を上げている学校もあるということを併せて御紹介申し上げました。

続きまして、もう一度報告資料（3）にお戻りいただきたいのですが、5「東京都教育委員会の支援内容」についてでございます。東京都教育委員会の支援内容といたしましては、経費としてスポーツ教育推進にかかわる経費を配付するという事で、1校当たり50万円を配付する予定でございます。

そして、指導助言といたしましては、今年度も昨年度と同様に4回の研修会を実施してまいります。そして成果発表会の開催でございます。これは昨年度末、今年の3月16日にスポーツ教育推進校の20年度指定校と21年度指定予定校すべての学校から約300名集まっていただきまして、成果発表会を行ったわけでございますけれども、今年度もこういった機会をとらえて、指導助言をしてまいります。

このほか、スポーツ教育推進のために実施する関連事業といたしましては、「学校体育指導資料」等の配布を行っております。小学生版、中学生版、高校生版のパンフレットがございまして、これら配布を20年度に行ったわけでございますけれども、21年度も行ってまいります。この資料でございますけれども、特に体力についてかなり東京都の実態が低いということで、体力向上に焦点を当てた形で、小学生用、中学生

用、高校生用をつくってございます。これにつきましては、都内の国公立のすべての児童・生徒に配布できるように作成、配布したところでございますが、今後、この学校体育指導資料の活用方法等についても周知徹底を図っていきたいと考えております。

そのほかにも、今年の2月の定例教育委員会において御紹介申し上げた「アスリートの学校への招待」、「アスリートによる部活動指導」を実施してまいりました。今年度につきましては昨年度から実施コースを増やしまして、アスリートを学校に招待、あるいは部活動指導に当たるような取組を行っていきたいと考えております。

なお、今年1月8日の第1回教育委員会定例会で報告を申し上げた「アスリート等の学校への派遣について」の実施結果について、A3判の資料でお示ししてございますので、御覧ください。「平成20年度『アスリートの学校への招待』事業について」は、4人の北京オリンピックに出場したアスリートに小学校、中学校、都立学校各2校ずつ、計6校の学校に行っていただいたという招待事業でございます。趣旨については、右上に書いてあるように、部活動指導ということではなく、アスリートと直接交流することによって、運動、スポーツに一層親しみ、体力向上に努める。あるいはアスリートの考え方、生き様に触れることによって、夢に向かって努力したり、困難に立ち向かおうとする意欲を培うということで行った事業でございます。

サッカーの澤選手、ソフトボールの上野選手、水泳の中村選手、トランポリンの廣田選手などに、各学校に行っていただきました。いずれも実施校の声としては、直接一流の選手に接することができて、その一流の選手が持っている人間性を含めた、非常に将来の夢を与えてくれた授業だったという児童・生徒の声が多くございました。アスリートの方の感想も、すべての方々についてそこにお示ししてございますけれども、みんな一生懸命で必死になって聞いてくれたといった感想をいただきました。例えば上野選手からは、自分もそうだったが、アスリートとの直接の出会い是一生忘れない。「会ってよかった」という思いを持ってもらえたらうれしいといったお言葉をいただきました。アスリートの方々もやはり非常に好印象をお持ちになられたとこのことでございます。

続きまして、「平成20年度『アスリートによる部活動指導』事業について」でござ

います。これにつきましては、サッカー、バレーボール、陸上競技、テニス、バスケットボール、バドミントンの6種目について6人のアスリートの方に計10校の学校に行っていたという事業でございます。6種目について各学校に行き、4回実施したということでございますので、2時間のコマを総計24回実施していただいたというものでございます。

サッカーにつきましては、都立片倉高校と都立野津田高校に山本元監督に行っていました。実施校の声としては、決して手の届かない世界ではなく、気持ちの持ち方、取組の仕方で十分に夢が叶うことを伝えていただき、前向きに上のレベルを目指すきっかけとなったという生徒の声がございました。アスリートの方の感想では、ある程度期間を置いて、継続的に指導することができるというお言葉をいただきました。

また、バレーボールの吉田昌子さんに都立第五商業高校へ1月31日、2月1日、2月7日、2月14日と行っていただき、同校の生徒が吉田昌子さんから部活動の指導を受けたのですが、その翌日の2月15日に行われた都の公立高校バレーボール大会において、同校は優勝いたしました。生徒たちによれば優勝の直接的なきっかけが部活動指導によって得られたということでございます。吉田昌子さんの指導は、非常にインパクトがあったり、前日の指導を忘れなかったという声や、直すように指導された点を心掛けて実行したら優勝したというような声が生徒たちから寄せられております。

説明すれば非常に長くなりますが、昨年度と同様の方法で今年度につきましても、「アスリートの学校への招待」、あるいは「アスリートによる部活指導」といった事業については、実施校数を増やしまして執り行っていきたいと考えております。

なお、先般の教育委員会でいただいた御意見のとおり、こういった部活動指導や運動能力の向上のための指導について、すそ野広く支えるために、約4,000名の外部指導員等に公立小・中学校や都立高校に、外部の方々の御協力を得て行っていただいております。そういった下支えを受けながら、一流の選手から直接指導を受けることについての効果は、今回のケースで実証されたかと思っておりますので、これについてもきちんと執り行っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。

【瀬古委員】 こういうアスリートたちが東京都の事業に参加させていただいて、誠にありがたいことと存じます。予算的な面もあるかと存じますが、皆、一所懸命に取り組んでいると伺っております。

部活動の面では、選手にも大変刺激になるのでしょうかけれども、特に中学校、高校は指導者が熱心でないと強化につながらないと思います。ですから、こういうアスリートたちを呼んで指導者を指導していただくということが、私は一番必要なことではないかと思っています。

吉田さんが試合前日に行ったから勝つというように、普通はこのような効果がすぐに出るわけがないのです。このチームが元々強かったということもあるのではないのでしょうか。

【指導部長】 これまで、様々な練習をしてきておりますので、そういった今までの練習の成果というものも当然ベースになってございます。

【瀬古委員】 刺激になったことは確かだと思います。これからもこういった取組を長く続けていただいて、成果が出るように祈っております。

あと、小学校でいろいろな取組を行っていますが、これはほとんど全部取組内容が異なるかと思うのですが、どのように取組内容を決めているのですか。

【指導部長】 これにつきましては、スポーツ教育推進校に名乗りを上げていただいたときに、私どもと一緒に計画を詰めさせていただいております。当然のことながら、各々の小学校、中学校、高等学校の児童・生徒の実態、地域の特性等がございますので、その中で、うちの学校として何ができるかということについて決めていただいております。指定校の具体的な取組内容の例を御説明いたしましたが、私どもの思いとしては、やはり体力向上の取組を行っていただきたいと思っております。それから、私どもがスポーツ教育の一貫として作成しておりますオリンピック学習読本というものがあるのですが、これをきちんと使っていただきたいというように考えております。

【高坂委員】 一つ質問ですけれども、教育推進校と教育推進協力校というのはどのように違うのでしょうか。

【指導部長】 平成20年度につきましては、いわゆるスポーツ教育推進校は94校でございましたけれども、協力校というものは予算措置がなかったものでございます。

【体育健康教育担当副参事】 区市町村立学校につきましては、区市町村の事情によりまして、年度途中の予算措置ができなかったものでございます。しかしながら、趣旨としてはスポーツ教育推進校と同じような事業をやりたいということで、協力校と名称をつけさせていただきました。

【高坂委員】 それは都ではなくて区市町村が予算を措置するということですか。

【指導部長】 都教育委員会が区市町村教育委員会に50万円を補助いたします。区市町村教育委員会に対しましては、委託事業という形で、都教育委員会が50万円を補助し、これを受けて、区市町村教育委員会は、歳出の予算措置をする必要がございます。ところが、平成20年度については、区市町村教育委員会が次年度の予算を立てるときに、予算措置を行っていなかったということがございまして、スポーツ教育推進校として指定を受けたいのだけれども、予算面の問題から申請ができないということがございました。このことから、推進協力校という形で同様の事業をやらせていただきたいという要望が区市町村教育委員会からあったものです。したがって、スポーツ教育推進校と教育推進協力校とは、ほとんど同じ取組を行っております。

【瀬古委員】 スポーツ教育推進校はもちろんのこと、それ以外でも是非こういう取組を行っていただくようお願いいたします。

この間も新聞で、千葉県では、体力もトップクラスで、そして学力面でもトップクラス、やはりスポーツができる者は勉強もできるとの記事がございました。是非、東京の子供たちにも、積極的に何かに取り組んでいただきたいと思います。

【指導部長】 今回御報告しておりますのは、スポーツ教育推進校の取組ということでございますので、今の瀬古委員からのお話を受けまして、都教育委員会で取り組んでいる様々なスポーツ教育、あるいは体力向上にかかわる施策について、またの機会に御説明等をさせていただければと思います。

なお、先ほどございました指導者養成ということでございますけれども、これにつ

きましても、部活担当者の養成がやはり必要だということで、平成19年度から競技団体をお願いいたしまして、きちんと指導のできる方に学校に来ていただいたり、あるいはほかの場所で教員対象の研修を行っております。

【瀬古委員】 わかりました。

【委員長】 この実践報告書はどのように使うのですか。

【指導部長】 これにつきましては、これからすべての学校に送付いたしまして、説明をしていきたいと思っております。

【委員長】 すべての学校ですか。

【指導部長】 すべての学校です。

【委員長】 わかりました。

【指導部長】 推進校以外の学校にもすべて配布いたしまして、推進校においては、取組による成果がきちんと表れているという説明をするとともに、こういった取組を推進校以外でもやっていただきたいと説明してまいります。併せて、私どもといたしましては、是非、瀬古委員に来ていただいて、こういったパネルディスカッションのようなものを実施したいと考えております。

【瀬古委員】 わかりました。

【竹花委員】 先ほど体力向上、あるいはスポーツ教育の推進について様々な施策があるので、報告を後日いただけるということでもありますので、その報告を期待しております。

体力を向上するということが現在の公教育における一つの大きな責務であろうと思っております。それがここ十数年、20年、あるいは30年ですか、体力がずっと落ちてきているという現状があるわけです。大事だと考えているのに落ちてきている。それがとどめられないのはなぜなのか。いろいろなことを取り組んできているのに、相当な予算を、都としても、恐らく区市町村としても措置しているはずなのに、なぜこの問題について歯どめがかからないのかということをよく分析していただきたいと思っております。せっかく体力向上に係わる様々なアンケート調査もあるわけですし、中2の女子が非常に体力が落ちているという極端な状況もあります。そうした問題も原因をよく把握することで、これまでやってきたことの成果や限界も見ていただきたいと思っております。

また、それを克服するアイデアも含めてよく分析していただきたいと思います。それは東京都教育委員会だけでできることではないと思いますので、必要に応じて区市町村教育委員会にも御協力をいただき、場合によっては、地域の方々にも御協力いただき、そのようなアイデアも含めて、少し体系的に示していただきたいと存じます。

もちろん御報告いただく時期は、指定はいたしませんし、いろいろなことがありますので、時期は少しばらばらになるかもしれませんが、私たちにも、体力向上というのはこのようにやっていて、これはこういう位置付けなんだということがわかるような形で一度示していただけませんか。新たなところばかりではなくて、ほかの部の方がかかわっている問題もあるでしょうし、そういうものを総合して説明していただくようお願いいたします。

【指導部長】 はい、承知いたしました。

【委員長】 全国的には体力の低下は収まっているということですが、全国的には収まったけれども、東京都は、女子の体力が、学年によって極端に悪いという状況がありますから、今の竹花委員の発言も踏まえて、もう少し分析を詳しくしていただければと思います。

【指導部長】 また機会を改めてお示ししたいと思いますけれども、今年度につきましては、そういった全国調査等の結果を踏まえまして、専門家会議を行い、きちんと分析をして、施策として何を打ち出したらいいのか、年度の早い段階で決めていきたいと考えております。あとは、先進県への視察等、様々なことを行ってまいります。また、一つ大きな体力向上推進本部というものを庁内に設置いたしまして、局横断的に様々なところから御意見をいただいて、取り組んでいきたいという構想もございます。

【委員長】 この報告書は一種の啓発活動に使いたいということですが、少し読みづらいと思うのですが、いかがでしょうか。もう少しわかりやすい報告書にして、こういうことに取り組んで成功しているんだということが一目見てわかるような啓発書にしていただければと思います。本当は細かく読まなければいけないのですが、なかなか全部は読めないと思います。

【指導部長】 さらに、工夫、改善をしていきたいと思います。

【委員長】 是非よろしく申し上げます。

【瀬古委員】 この指定校というのは、ほかの県でも実施しているのですか。

【体育健康教育担当副参事】 これほどの大規模な事業を行っているところは聞いたことがありません。

【委員長】 このような事業は実施していないようですが、体力についてかなり意を用いていまして、平均値は全国的には落ち着いています。

【瀬古委員】 千葉県で実施していませんか。あれだけ小学校があるので実施しているかと思うのですが。

【委員長】 予測ですが、教育委員会がかなり号令をかけているのではないでしょうか。

【瀬古委員】 そうだと思います。縄跳びを積極的に取り組んでいるという話を聞いております。

【委員長】 多分、そのような取組を全県的な取組として展開しているのだと思います。この件については、いろいろ御注文が出ましたので、よろしく申し上げます。

それではよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——本件につきましては、報告として承ったということにさせていただきます。

(4) 「平成21年度国体強化部活動候補」の指定について

【委員長】 それでは、報告事項(4)「平成21年度国体強化部活動候補」の指定について、説明を、同じく指導部長、よろしく申し上げます。

【指導部長】 報告事項(4)「平成21年度国体強化部活動候補」の指定についてでございます。

平成25年には東京都で国民体育大会が開催される予定となっております。平成25年の開催ということでございますと、現在の中学校2年生が高校3年生になったときに、国体が開かれるという位置付けになろうかと思えます。趣旨にお示ししてございますように、地元東京都の選手が活躍することは、都民を初め児童・生徒に夢や希望を与えるとともに、地域社会の活力にも大きな影響を与えておられます。その

ために、都全体といたしましては、谷川副知事を本部長とする東京都競技力向上推進本部を設置いたしまして検討を重ね、平成20年3月に「東京都競技力向上基本方針・実施計画」を策定いたしました。この基本方針に基づき、競技人口の少ない種目を対象とした強化部活動候補を都立高校に指定することとしておりますが、平成21年度も平成20年度同様に基本方針に基づき、国体強化部活動候補を指定するものでございます。指定校については、関係する競技団体とも連携を図り、組織的・計画的に活動の育成・強化を行うというものでございます。

2「競技種目等について」でございます。指定校については、別紙「強化部活動候補の状況について」に表組みにしておりますが、表頭に示しているように、◎印につきましては平成21年度の新規指定校でございます。それ以外のもは昨年度指定をしているものでございます。

ボート競技については、新たに都立日本橋高校をこのボート競技の強化部活動候補という形で指定をしていきたいと考えております。都立日本橋高校の平成20年度の成果等の欄にお示ししてございますが、同校につきましては、この4月に墨田区に移転をしました。墨田区がボート部の振興に力を入れているということもございまして、都立日本橋高校としては、ボート部を設置して、地域の期待にこたえて、国体出場を目指した取組、振興を図っていきたいということでございます。

続きまして、自転車競技については、昨年度は都立八王子桑志高校を指定いたしましたが、今年度新たに都立小平西高校を指定するものでございます。

続きまして、セーリング競技については、昨年度は都立大島海洋国際高校のセーリング部でございましたが、今年度新たに都立日本橋高校を指定するものでございます。都立日本橋高校は、ボート部と同様に、あわせてセーリング部も強化部活動候補と指定していきたいと考えてございます。

続きまして、カヌー競技、馬術競技については、昨年度の指定と変更はございません。

ボウリング競技につきましては、新たに都立小平西高校をボウリング競技の強化部活動候補に指定したいと考えております。国体においてボウリング競技が行われる地域に非常に近うございますので、今後、部活動を設置いたしまして、国体出場を目指

していきたいというものでございます。

アーチェリー競技につきましては、今年度新たに2校を指定いたしました。都立第四商業高校と都立山崎高校でございます。そこにお示ししているように、もう既に部員もいるということでございます。

それから、ライフル射撃競技、ビームライフルと言われるものでございますけれども、これも新たに21年度指定ということで、都立桐ヶ丘高校を指定していきたいということでございます。

弓道競技につきましては、都立東高校を指定いたしました。弓道競技につきましても、今年度新たに強化部活動候補として指定をするものでございます。

平成21年度の新規種目等につきましては、高体連にはない種目や私立高校でも実施している学校が極めて少ない種目等々を中心に指定させていただきました。また、この指定に当たりましては、マイナー種目を学校として是非実施したいと、学校の経営戦略の一環としてやっていきたいという強い希望のあった学校について指定をさせていただいたものでございます。

指定期間については、平成21年4月から平成22年3月までの1年間の予定でございますが、指定期間の更新は可能でございます。

3「指定する学校・部活動の具体的取組の例」でございますけれども、(1)の部員数の拡大と活動内容の充実につきましては、関係団体の競技団体の協力を得て活動内容を充実していきたいと考えてございます。

(2)の拠点となる活動場所の選定についてでございますが、ボート部においては戸田に行って練習をしなければいけないという状況もあるわけでございますが、特にボートに関しましては、今般、また新たな動きも出てきておりますので、近いところでボートについて練習ができるような段取りになっていくかと思っております。こういった活動場所、自転車であれば立川競輪場をお借りしているわけでございますけれども、学校近郊で行うといったような、まず場所の開拓もしていかなければいけないということで、取組の例として示してございます。

その他は、(3)活動に必要な用具や設備の計画的整備、(4)専門的指導者の導入を図ることによって教員の指導力を高めていきたいというものでございます。

予算につきましては、昨年度は1,000万円の予算でこの国体強化部活動候補について行いましたが、今年度予算は約5,000万円となっております。特にマイナー種目でございますので、そういった備品を買うことがかなり高額なものでございますので、5,000万円の予算で、備品の購入、使用料、あるいは報償費などに充てていきたいと考えてございます。説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見がございますか。

【瀬古委員】 いろいろな高校がありますけれども、当然選手がいなければ競技ができないわけですから、試験等はどのように行っているのですか。例えば、この学校に入学したいといっても、学力面で基準に達していないと入学できないかと思うのですが、推薦のようなものはあるのですか。

【指導部長】 これは入学者選抜の話になるのですが、都立高校の入学者選抜においては、平成16年度あるいは17年度から、文化・スポーツ等特別推薦というものを推薦入試で行っておりまして、学校が、うちの学校はこういった部活で活躍した選手を推薦でとっていききたいということを明確に学校経営方針の中で位置付けて、それを示しております。ただ今の瀬古委員からのお話のように、当然入学者選抜を経て合格者となって入学をしないといけないわけでございます。

【瀬古委員】 そういったことが指導者は困ると言っているのです。入学して欲しいと思うような生徒がいても、入学するかどうかわからないと言われたら困るということです。合格基準に満たない学力では困りますが、選手の希望も考慮できないものでしょうか。選手というのは、ここで競技をやりたいとか、この先生に教えてもらいたいといった希望もたくさんあると思います。もちろん、当然試験があるので、合格基準に満たない学力では問題ですけれども。

【都立学校教育部長】 文化・スポーツ等特別推薦ですが、一定の中学時代の成績が必要でございます。例えばボート等は中学校で余りない種目です。ですから、文化・スポーツ等特別推薦で入学できるかというのは少し難しい状況です。例えば、スポーツ分野では、中学時代での一定の競技の成果ということが実績になりますので、こうした競技種目が活発になれば、文化・スポーツ等特別推薦枠として設定すること

も可能です。

【瀬古委員】 なるべく成績も少し配慮をしていただければありがたいと思います。

【都立学校教育部長】 調査書や面接、実技検査等で選抜しますので、これらの競技種目は現状では難しいと思っておりますが、定着すれば一定の基準のもとで可能だと思います。

【委員長】 一時の京都大学アメフト部は、いい高校の選手がいたら、アメフト部の部員が家庭教師をやるということをやっていました。相当な特訓をして試験を受けさせるということをやっています。やはり学力は大切ですよ。

【瀬古委員】 当然先生がコーチをやっていることが多いと思うんですが、今先生は大体何年で代わるのですか。

【人事部長】 標準的に6年です。

【瀬古委員】 6年というと、結構強くなってきたところで代わるということがよくあると聞いています。教員の人事面でも、部活動で成績が出てきたら、なるべく長く在籍していただけるような方向にできないものかという意見が出ていました。

【委員長】 それはやっているのですか。

【人事部長】 弾力的な扱いをしまして、学校の要望に応じて、基本は6年なのですけれども、これまで10年くらいまでは実際に在籍していることもございます。

【瀬古委員】 10年くらいですか。

【人事部長】 今のところは10年くらいです。

【瀬古委員】 もっと成績が出てくればもう少し長く在籍することはできないのですか。

【人事部長】 あと、やはりいつまでもというのは現実にはできませんので、一定の段階が来たときに、自分の後任、次を引き継ぐような人を異動で配置するようにして、その1年なり2年の間にノウハウを伝授してもらおうという取組をしております。

【瀬古委員】 はい、わかりました。

【高坂委員】 マイナー種目には都立足立新田高校の相撲というのは入らないわけですか。

【指導部長】 都立足立新田高校の相撲部は都立高校では活躍をしているわけですが、相撲は入っておりません。

【高坂委員】 内館さんがおられないから、あえて代わりに発言しますけれども。

【指導部長】 特に学校からの申請も出ておりませんし、ただ、一般的にとにかく東京国体において、是非東京、地元から選手を出して入賞を果たしたいという意気込みは都庁全体にもございますし、私どもも同じ思いでございますので、競技人口の少ない様々なマイナー競技につきましては、今後もこの種目について計画的に増やしていきたいと考えております。

【高坂委員】 東京都は弓道はあっても柔道はないのですか。これから柔道、弓道は伸ばしていこうというのが文部科学省でも言われておりますが。

【委員長】 あちこちにあるからでしょう。

【指導部長】 柔道部は結構競技人口が多いのだと思います。

【高坂委員】 そうなのですね。

【委員長】 多分そうだと思います。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

4月23日(木) 午前10時 教育委員会室

5月28日(木) 午前10時 教育委員会室

(2) 教育施策連絡会

本 日 午後 2時 都庁大会議場

4月13日(月) 午後 1時45分 中野サンプラザ

【委員長】 それでは、政策担当課長、今後の日程についてよろしくお願ひします。

【政策担当課長】 定例教育委員会の予定でございますが、次回は4月23日、木曜

日、午前10時から教育委員会室で、次々回は5月28日、木曜日、午前10時から教育委員会室で開催を予定しております。

【委員長】 5月の1回目はないのですね。5月14日は長野で1都9県教育委員会全委員協議会がありましたね。

【政策担当課長】 次に、教育施策連絡会でございますが、本日午後2時から都庁大会議場で、また4月13日、月曜日、午後1時45分から中野サンプラザで開催いたします。

以上でございます。

【委員長】 ほかに何かございませんか。よろしゅうございますか。

【高坂委員】 長野で開催される協議会の協議事項等については、連絡が来ていますか。

【委員長】 まだ来ていないのではありませんか。

【政策担当課長】 連絡がありましたら、御連絡申し上げます。

【委員長】 なるべく早く連絡をお願いします。

日程については、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、非公開の審議に入ります。

(午後0時05分)